

岩手県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 基本測量を実施する地域 奥州市
- （2） 基本測量を実施する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 地磁気測量
- 2（1） 基本測量を実施する地域 一関市、奥州市及び西磐井郡平泉町
- （2） 基本測量を実施する期間 令和7年5月16日から令和8年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 空中写真撮影